

第6回 特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）議事録

1. 日時 平成26年2月13日（木）14:00～15:30

2. 場所 新橋貸会議室 田中田村町ビル6階 会議室6A

3. 出席者

（座長） 角野 康郎

（委員） 勝山 輝男 小林 達明

西田 智子 濱野 周泰

藤井 伸二

（環境省） 関根外来生物対策室長

東岡外来生物対策室長補佐

谷垣外来生物対策係長

服部外来生物対策係員

（農林水産省）畠沢大臣官房環境政策課課長補佐

4. 議事

【環境省 服部外来生物対策係員】 定刻より少し早いのですが、ただいまより第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）を開催したいと思います。

進行を務めさせていただきます私、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の服部と申します。

開会に当たりまして、環境省野生生物課外来生物対策室の関根より御挨拶申し上げます。

【環境省 関根外来生物対策室長】 本日はお忙しいところ、御出席をいただきましてありがとうございます。

外来生物法に基づく特定外来生物でございますが、法律が平成16年に制定されておりますが、それ以来107種類を指定してきております。一昨年、法律の施行から5年以上が経過したということで、中央環境審議会でも法律の施行状況の点検が行われました。この結果を踏まえて、昨年6月に外来生物法を改正したところでございます。この改正によりまして、特定外来生物が交雑して生じた生物についても特定外来生物に指定できることとなっております。改正法は本年6月に施行される予定でございますが、それに向けて交雑種を初め早急な指定が必要と考えられるものを

今回特定外来生物に指定したいと考えております。

このうち植物につきましては、今回の改正に伴う交雑種ではございませんけれども、近年定着が認められたもので、早急な防除や栽培等の規制が必要と考えられる2種類を新たに特定外来生物に指定したいと考えております。

具体的には、1つ目でございますけれども、愛知県と熊本県の干潟に定着しているスパルティナ・アルテルニフロラを含むスパルティナ属の植物、もう1つが琵琶湖に定着しておりますオオバナミズキンバイを亜種とするルドウィジア・グランディフロラでございます。本日は、これらの指定の適否について御意見をいただきたいと考えております。どうぞ御議論のほどよろしくお願いいたします。

【服部係員】 本グループ会合の今回は平成17年7月開催の第5回会合となりますが、特定外来生物を新たに選定するに当たり、今年度から新たに御参画いただく委員の方々がいらっしゃいますので、改めて委員の先生方の御紹介をさせていただきます。

神奈川県立生命の星・地球博物館よりお越しの勝山先生。

千葉大学大学院園芸学研究科よりお越しの小林先生。

神戸大学大学院理学研究科よりお越しの角野先生。

独立行政法人農業環境技術研究所生物多様性研究領域よりお越しの西田先生。

東京農業大学地域環境科学部造園科学科よりお越しの濱野先生。

人間環境大学人間環境学部よりお越しの藤井先生。

なお、本日、黒川先生と高橋先生につきましては所用のため御欠席との御連絡をいただいております。

続きまして、環境省と農林水産省、事務局の出席者を御紹介させていただきます。

【環境省 谷垣外来生物対策係長】 環境省外来生物対策室の谷垣です。どうぞよろしくお願いたします。

【農林水産省 畠沢環境政策課課長補佐】 農林水産省の畠沢です。よろしくお願いたします。

【事務局 岸本】 事務局自然環境研究センターの岸本でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局 小出】 同じく自然環境研究センターの小出です。どうぞよろしくお願いいたします。

【服部係員】 報道関係者の方、冒頭のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、お手元の配付資料の確認をさせていただきます。配付資料のうちの資料一覧をもとに確認させていただきます。

まず、座席表と植物グループ会合の委員名簿一覧がありまして、資料1として「スパルティナ属 (*Spartina* spp.)に関する情報」、こちらはホッチキスどめの資料になります。資料2としまして、同じくホッチキスどめの「ルドウィジア・グランディフロラ (*Ludwigia grandiflora*)に関する情報」、1枚紙で資料3としまして「想定される未判定外来生物の例及びその他種類名証明書添付生物の例(案)」となります。次から参考資料になりまして、参考資料1としまして、ホッチキスどめの資料で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく特定外来生物等の選定に係る学識経験者からの意見聴取要領」、両面刷りの1枚紙としまして、参考資料2で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の概要」、続きましてカラーの1枚紙で、参考資料3として「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)の一部を改正する法律について(概要)」、参考資料4としまして、ホッチキスどめの資料になりますが、「特定外来生物被害防止基本方針(変更案)抜粋」、こちらもホッチキスどめの資料で参考資料5となりますが、「特定外来生物分類群等専門家グループ会合関連資料」、参考資料6として、ホッチキスどめの「ルドウィジア・グランディフロラと近縁の在来種、定着種、観賞用水草、雑草等」、参考資料7として「スパルティナ・アングリカに関する情報」、参考資料8として1枚紙の両面刷りとなります。「外来種被害防止行動計画(仮称)の作成の目的と構成案」、最後になりますが、ホッチキスどめの参考資料9としまして「侵略的外来種リスト(仮称)の作成の目

的と概要」となります。資料に不備等がございましたら、事務局までお申しつけください。

本日の検討会は公開で開催します。検討内容については、議事録、議事概要として環境省のホームページで公開いたしますので、御承知おきください。

座長につきましては、これまでに引き続いて角野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【服部係員】 御了承いただきましたので、以降の進行につきましては角野座長にお任せしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

【角野座長】 座長に御指名いただきました神戸大の角野です。よろしく申し上げます。

それでは、早速議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。

検討に入るに先立ちまして、しばらく時間もたっているものですから、これまでの経緯等について環境省から説明をお願いします。

【関根室長】 それでは、参考資料を用いまして御説明させていただきます。

まず、参考資料1をご覧くださいませでしょうか。まず、今回の会合の位置づけなどについてでございますけれども、外来生物法に基づきまして学識経験者の意見を聞くということが定められております。第1の「目的」というところに記載しておりますけれども、「環境大臣及び農林水産大臣が、特定外来生物の指定に係る政令の制定又は改廃に関する立案」などについて「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者から意見を聴く」ということになってございまして、この規定に基づきまして、第2のところに記載しておりますように、両大臣が「生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の中から選定し、共同で委嘱する」とされております。

その構成が1枚めくっていただきまして別紙としてつけておりますけれども、特定外来生物等専門家会合でございます。この会合は、分類群横断的に御検討いただくということで、それに応じた構成としております。この専門家会合で御議論いただくに先立ちまして、各分類群の専門家グループ会合を開催して御議論いただくことにしております。

各分類群のグループ会合でございますけれども、先生方にのみ配付させていただいている資料で、右肩に「取扱注意」ということで1枚だけ紙を配付させていただいています。まだ委嘱の手続が終わっていない先生もいらっしゃるもので、こういった取り扱いにしておりますけれども、各専門家グループ会合として、この記載の方々にお願いをしているところでございます。本日は、この植物についての御議論をいただくということでございます。

続きまして、参考資料2をご覧くださいと思います。御承知の先生方が多いかと思いますが、念のため、説明させていただきますが、外来生物法の概要でございます。一番左側の縦の列に「特定外来生物」の箱がございますが、現在まで107種類を指定しております。特定外来生物に指定されると、下の箱でございますように、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、それから野外への放出といった行為について規制がかかってまいります。さらに、その下でございますように、野外において定着しているものなどについては防除を促進するということになります。

それから、真ん中の縦の列に「未判定外来生物」と記載してございます。これは特定外来生物の近縁のもので、基本的には我が国に輸入されていないものの中から選定するというところでございますけれども、特定外来生物に近縁ということで、被害を及ぼすおそれがあるということで指定するものでございます。これについては、輸入者 輸入をしたいという人がいる場合には、その人に届出義務を課しております、その届出に基づいて特定外来生物に指定するかどうかを判定することにしております。これまでこのルートで特定外来生物に指定されたのが21種類ございまして、107種類の中の21種類は未判定外来生物から判定を経て指定されたということになってございます。

次に、参考資料3をご覧くださいませでしょうか。これは昨年6月に公布されました外来生物法の改正の概要でございます。主に3点記載しておりますけれども、真ん中の箱でございますように、特定外来生物を人為的に交雑させて生じた生物、あるいは特定外来生物と在来種が交雑して生じた生物はこれまで規制対象にできませんでしたが、法律の外来生物の定義を改めまして、こういった交雑種についても特定外来生物に指定できることといたしました。このほか、従来、特定外来生物の放出は一律に禁止しておりましたけれども、学術研究の目的で行われるものについては、一部例外的に許可ができるといったようなこと、それから輸入物資に付着し

ている特定外来生物について輸入者に消毒などを命令できるといったことについて法改正を行っております。

次に、参考資料4をご覧くださいませでしょうか。本日御議論いただきます特定外来生物を選定する際の基本的な考え方でございますが、これは法律に基づいて定められております。特定外来生物被害防止基本方針に規定されてございます。この資料の中で下線部分につきましては、昨年の法改正を受けまして変更した部分でございます。これは環境審議会で御議論いただきまして、今後、閣議決定を経て正式に決定ということになりますけれども、おおむねこの内容で決定される見通しでございます。

一通り説明させていただきますと、「特定外来生物の選定に関する基本的な事項」といたしまして、外来生物を一様に規制の対象にするのではなく、特に被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある外来生物を選定することとしております。それから、その指定をする際には、原則として種を単位として行うということですが、必要に応じて属、科などの分類群を単位とすることもできることにしております。

下に参りまして、「選定の前提」でございます。アといたしまして、原則としておおむね明治元年以降に我が国に導入されたものから選定するというようにしております。イといたしまして、特別な機器を使用しなくとも判別が可能なものを対象とするとしております。そのほか、今回の改正に係ることでございますけれども、交雑することにより生じた生物については、その由来となる生物との交雑による後代の生物も含めて指定をすることとしております。

下のほうに参りまして、「被害の判定の考え方」でございます。どういった被害を及ぼしているものを外来生物に選定するのかということですが、アといたしまして、生態系に係る被害として から まで書いておりますけれども、在来生物の捕食、在来生物との競合、生態系基盤の損壊、交雑による遺伝的攪乱といったものを被害と把握するというようにございます。

2 ページに参りまして、イといたしまして人の生命、身体に係る被害、ウといたしまして農林水産業に係る被害、生態系を含めて、この3種類の被害に関して指定することにしております。

(2)といたしまして判定に活用する知見でございますけれども、これは国内だけ

ではなくて、国外の知見についても活用することを記載してございます。

3 といたしまして「選定の際の考慮事項」でございます。特定外来生物の選定に当たっては、科学的知見の現状、適切な執行体制がとれるかどうか、あるいは社会的、経済的な影響も考慮して選定することとしております。予防的な観点から有効かつ適切な場合には、種の単位だけでなく属、科の単位で選定するよう努めるということでございます。それから、一番下のパラグラフでございますけれども、侵入初期の場合などについては「被害判定に要する期間を極力短くするように努める」としております。

3 ページに参りまして、「4 特定外来生物の選定に係る意見の聴取」でございます。これは先ほど御説明いたしました専門家会合のことに関することでございますけれども、ウのところでは特定外来生物の選定に際しては、当該生物に最も深い知識を有する学識経験者に意見を聴くことができるよう、あらかじめ登録しておくような体制を構築するとされておりまして、各分類群の専門家グループ会合の設置根拠としておるところでございます。

3 ページの下の方に参りまして、未判定外来生物でございます。これは特定外来生物のように被害事例の報告や被害を及ぼすおそれは指摘されていないものの、特定外来生物と似た生態的特性を有しており、特定外来生物と同様の被害を及ぼす疑いがある外来生物について指定するものでございます。これについては、原則として特定外来生物が属する属の範囲内で種を単位として、必要に応じて属、科を単位とすることとしてございます。

「(2)選定の前提」といまして、未判定外来生物については、原則として我が国の野外で定着していたり、既に輸入されていたりというものは対象としないこととしてございます。エでございますけれども、予防的観点ということで未判定外来生物の指定については積極的に行うよう努めることとしてございます。

「(3)選定に係る意見の聴取」ということで、特定外来生物の指定に関して学識経験者に意見を聴く際には、あわせて未判定外来生物の指定についても意見を聴くということをしておりまして、本日も未判定外来生物についても御意見をいただければと考えているところでございます。

最後に、5 ページに参りまして、真ん中のところでございますが、2 といまして「種類名証明書の添付を要しない生物」でございます。これは輸入をする際に

特定外来生物、あるいは未判定外来生物に該当しないことを容易に判別できるものについては、種類名証明書の添付を要しないということが法律に規定されております。逆に申しますと、種類名証明書の添付を要する範囲を定めておく必要があるということをごさいますして、これについても本日御意見をいただければと考えてございます。

続きまして、参考資料5をご覧くださいと思います。この資料は、植物について特定外来生物の選定をこれまでも進めてきておりますけれども、その選定をする際における留意点として、平成17年の専門家グループ会合でおまとめいただいた文章でございます。かなり大部になりますので、関係すると思われるところだけかいつまんで説明をさせていただきたいと思います。

まず、1ページ目でございますけれども、真ん中より少し下に「規制により期待される効果」ということで、意図的に導入される外来生物については、新たな輸入を規制することや一部地域で定着している外来生物の人為的な移動を防ぐということとで一定の効果があると考えられるということでございます。非意図的に導入される外来生物については、非意図的な移動そのものについては法律の直接的な規制の対象ではございませんけれども、これらの生物が意図的に導入され、被害が拡大する可能性や防除の必要性を検討するとされているところでございます。

10ページに飛んでいただきまして、「今後の検討の進め方」ということでまとめている部分でございます。本日議論をいただきますものに関係すると思われるところでございますけれども、まず、真ん中より少し下で「(1)水草」とございます。オオバナミズキンバイなどについてはこれに該当するかと思われまますけれども、広範囲にわたり優占種となって在来の植物の個体群の存続を脅かす水草類で、自然性の高い生態系に侵入して被害をもたらすものは、対応の緊急性を考慮して選定作業を進めるとされているところでございます。

11ページに参りまして、下のほうに「雑草」という記載項目がございます。これも本日御議論をいただくスパルティナ・アルテルニフロラなどについては、この文章の中自体で非意図的に導入されるものというのは基本的に雑草ということで整理をされてございますので、スパルティナ属についてはこれに該当するのかなと思われまますけれども、一番下のところがございますように「非意図的導入による植物については、本法律による規制の効果は小さいが、我が国の生態系や農業に深刻な被害



を与えるものについて優先的に選定作業を進める」こととなっているところがございます。

ごく一部だけの説明でございますけれども、適宜御参照いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

【角野座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして御質問等がありましたらお願いいたします。

【西田委員】 御説明ありがとうございました。

先ほど参考資料5の1ページの(4)で非意図的なものについては「本法の直接的な規制の対象とならないが」というところと参考資料3の改正内容の(3)に「輸入物資に付着・混入している」もので特定外来生物の場合は「消毒等の措置を命令することができる」とあるのですけれども、こういう文言があっても、やっぱり直接的な規制の対象とならないということなのですか。

【角野座長】 そのあたりはいかがでしょうか。

【関根室長】 正確に申し上げますと、非意図的に導入される、知らないで持ち運ばれる、それと気づかないものについては規制のしようがないということで規制対象外ということだったのですが、御指摘のように、今回の改正でそれが一部だけ、特に輸入という段階で、いろいろな情報から、この国から来るこういった植物には、こういった特定外来生物が付着している可能性が高いとかいう情報があった場合には、それを検査して、付着しているものが認められた場合には消毒を命令できるということになります。ですから、輸入という部分について一部対応できるようになったということでございます。

【角野座長】 よろしいでしょうか。

【西田委員】 はい。

【角野座長】 ほかにいかがでしょうか。

法律が一部改正されたので、その点をしっかり認識して今日の選定に当たっていただきたいと思います。

特に御質問がないようでしたら、今日の本論に入ってよろしいでしょうか。それでは、具体的な検討に入っていきたいと思います。

まず「スパルティナ属 (*Spartina* spp.) について」ということで、資料1、3について事務局から説明をお願いします。

【谷垣係長】 それでは、資料1と資料3に基づいて説明をさせていただきます。

まず、資料1をご覧ください。これは「スパルティナ属 (*Spartina* spp.) に関する情報」ということで、今回の指定のための知見を整理したものでございます。ここにスパルティナ属とありますけれども、このうちの一種でスパルティナ・アングリカは既に特定外来生物に指定をされているところです。それについてのこうした情報については、参考資料7につけておりますので、適宜御参考にさせていただければと思います。

今回はスパルティナ属、属全体に対するものとしてここで案を作成させていただいています。

原産地と分布としましては、15～16種類が北アメリカ、ヨーロッパ、北アフリカに分布しているという情報があります。

日本における定着実績ですけれども、スパルティナ・アルテルニフロラ 和名ヒガタアシというものが定着しております。愛知県豊橋市では2008年、熊本県では2009年に確認をされております。この種が同定されたのは2011年ということになっております。

評価の理由ですけれども、ここは特定外来生物に指定をすべきと判断する評価のまとめたものです。申し上げましたとおり、スパルティナ属の一種であるスパルティナ・アングリカについては、日本に定着はしていませんけれども、海外で急速に分布を拡大するなどして問題になっており、日本に定着した場合、希少な環境である汽水域の在来植物と競合するおそれ大きいということで特定外来生物に指定を

されているところです。スパルティナ・アングリカの母種の一つであるスパルティナ・アルテルニフロラが近年日本に侵入し、急速に分布を拡大しているところです。これらの種を含むスパルティナ属は、いずれの種類も日本に定着した場合、希少な環境である汽水域の在来植物と競合するおそれがある。さらに、干潟がかなり繁茂するということですので、草原化するということで環境が改変されるため、そういった干潟の環境に生息する動物への大きな影響が懸念されます。

被害の実態・被害のおそれということで少し細かい情報をまとめております。生態系に係る被害ということで、愛知県では、スパルティナ・アルテルニフロラが干潟に繁茂しているということで、準絶滅危惧種のハマサジ、シバナ、ウラギクといったものが生育する塩性湿地を埋め尽くしている。こうしたものの生育を阻害している状況にあります。隣接する大規模な汐川干潟や六条干潟への侵入といったものも危惧されているところです。それから、密生した単一の植生を形成して在来の植物や無脊椎動物の個体密度を引き下げするため、海外でも侵略的な外来植物とされています。海外では、スパルティナ・アングリカやスパルティナ・アルテルニフロラがアッケシソウの仲間の群落の中に侵入した事例であるとか、カリフォルニアではカリフォルニア州の在来種であるスパルティナ・フォリオサを駆逐したであるとか、イギリスの同属の在来種を駆逐した事例も報告されています。こうした満潮と干潮の間にある開けた生育環境を、かなり背の高い単一の種から成る植生に変えることで、そうした場所で餌をとる水鳥の採餌場所を狭める影響もあります。アメリカにおいては、こうした干潟を生息地とするような生物のほかにも、その州、また合衆国の絶滅危惧種とされているオニクイナを含むシギ、チドリ、カモ類といった渡り鳥にも影響を及ぼすおそれがあるという指摘がされております。それから、ほかの影響としては、IUCNのレッドリスト掲載種のサワカヤマウスの生育環境を悪化させるであるとか、あるいはスパルティナ属が繁茂することでかなり堆積作用が増加して水の流れが悪くなり、平らな草地に変えてしまうという環境を改変させてしまうという情報もあります。

そのほか、(2)としまして農林水産業に係る被害ということで、ワシントン州ではカキの養殖業を脅かしているといった報告もされています。

それから、その他の人的及び社会経済に係る被害ですけれども、船舶の航行、水路や入り江の障害となって乾燥化が進行するといったことも指摘をされています。

被害をもたらす要因ということで、生物学的要因として幾つか整理をしていますけれども、海岸近くの河口とか干潟等に生育をするということ。それから、地下茎で急速に広がるということがありまして、また地下茎の断片が水に運ばれることで、そこから根を出して分布を拡大するということが見られます。侵入先では開花が見られない場合や、あるいは開花をしても結実がわずかな例がある。愛知県ではほとんど種子が形成されていないということが言われております。

社会的要因ですけれども、海外では浸食防止に利用されているであるとか、あとは販売の情報がありますが、日本では生産や販売はされておられません。

特徴ならびに近縁種、類似種についてということで、イネ科の多年生草本で、かなり草丈も高くなりますけれども、高さ2.5mに達しまして、かなり密生した株状で広がっていくということが言われています。

その他の関連情報ですけれども、「ヒガタアシ（干潟葦）」という和名は、日本において最初に同定した愛知県の瀧崎氏により新称として提唱されております。その他、アングリカは、IUCNのワースト100に掲載されているほか、アルテルニフロラはIUCNが選んだ侵略的な外来植物に選定をされています。そのほか、ニュージーランド、オーストラリアで侵略的とされている同属の種類がありますし、スパルティナ属の多くの種類が世界各地で侵略的な外来種、あるいは有害雑草等として問題視されております。また、愛知県で確認をされているスパルティナ・アルテルニフロラについては、愛知県の条例で生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのある移入種13種類のうちの一つに指定をされておまして、みだりに野外に放つことが規制の対象になっております。また、専門家アンケートの結果、74名中10名がスパルティナ属を塩性湿地において脅威を与える外来生物ということで挙げているという情報もございます。

3ページに行きまして対策の状況ですけれども、愛知県等では刈り取りや、あるいは重機を用いた掘り取りが行われています。ここには書いておりませんが、熊本県でも地元の関係機関等による対策が今行われているところでございます。

続きまして資料3です。ここでは「想定される未判定外来生物の例及びその他種類名証明書添付生物の例」ということで、後から御説明するルドウィジア・グランディフロラとスパルティナ属の今回の指定でどのように指定をすることが想定され

るかを一覧表にまとめてございます。

特定外来生物ということで、現行ではスパルティナ・アングリカ1種のみが指定をされているところ、今回、下線部、新規にスパルティナ属全種と指定することを考えております。そうしますと、属全種を特定外来生物に指定していますので、未判定外来生物は特になし。種類名証明書添付が必要な生物には、現行もスパルティナ属全種となっているのですけれども、これを引き継ぎまして、スパルティナ属全種が種類名証明書添付が必要な生物と整理させていただければと思っております。

こちらからは以上です。

【角野座長】 今までスパルティナ・アングリカというのが特定外来生物に指定されていたのです。アングリカというのはもともと雑種起源だと言われているのですが、その母種のヒガタアシと呼ばれているものが日本に実際に侵入して物すごく群生したという状況があります。そういうものを受けて、スパルティナ属全種を今回特定外来生物に指定しようという提案なのですが、御意見、コメントをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

ヒガタアシが愛知県豊橋市と熊本県で見つかったわけですが、どのようにして入ったかとか、そういうものについては何も情報はないのですか。

【事務局】 いろいろ仮説はあるのですけれども、今のところわかりません。

【角野座長】 アングリカの場合には、干潟などを埋め立てたときに土壌を安定させるというので、オランダ、中国あたりで積極的に植えたのですね。それが思いがけなく広がって、物すごく被害があるということでちょっと問題のある外来種だということになったと私は理解しているのです。今回入りましたアルテルニフロラに関して、同じような被害が生じるだろうということが現実のものになったわけで、これは今でしたらまだ対応可能なという意味も含めて、今回、指定の候補に挙がっているのですが、いかがですか。

【藤井委員】 私は、この植物自体は知らないのですけれども、少なくとも干潟に生育するという時点で、ここではシバナとか希少植物のことを問題にされていますが、も

っと重要なのは干潟の土壌の中にいる砂粒間隙生物への被害というか、環境が変わってしまうので、恐らく貝類とかゴカイ類、エビ類は完全にだめになる。だから、仮に有明海に広がってしまったらどうなるかという、少しの被害ではとてもおさまらないだろうと思います。つまり、漁業そのものが場合によったら、もちろん有明海全面に広がったらということですけども、そういうことが考えられるので、今回の提案で理由の一つに在来の希少植物ということがありますが、干潟環境を変えるとということ自体が漁業に直接関係するという観点を持たれたほうがいいかと思っています。

もう1点、干潟に生える以上、これは生えたら防除はできないと思ったほうがいいと思います。有明海の干潟に人が入って、ここまですぶっと入るようなところでどうやって作業をするのか。船も入りませんし、人が入ろうとすれば、唯一ガタスキーで人が行けるだけです。重機は絶対入りません。だから、そういうような干潟に入った場合、多分私たちは無力で、除草剤をかけるしかないのですけれども、では、漁業をやっているところで除草剤をかけていいのかという問題が出てきます。だから、スパルティナに関しては絶対日本にこれ以上入れない、あるいは今の状態で押さえ込むということ積極的にしないと、かなり危ないことになるのではないかという危惧をしています。ただし、これも実際にそうならないとわからないし、今の時点では想像でしかないということです。ただ、ほかの国で大きな被害を出しているという現実を受けとめておいたほうがいいかと思っています。

【角野座長】 ほかにいかがでしょうか。

今、藤井さんからも指摘があったように、塩性の植物に対する被害だけではなくて、生態系基盤そのものを変えてしまうので、底生動物から魚類から水鳥まで含めて非常に甚大な影響があるということです。しかも、広がってしまえばなかなか駆除は大変だということも含めて、やはりこれは水際で防ぐべきだという意見だと思っております。

ヒガタアシが入った場合、豊橋市は割と早い段階で気づいて効果のある駆除ができたように聞いているのですが、そういう意味で今指定しておくことは非常に意味があることだと私は思いますが、皆さん、どういう意見でも結構ですから御意見を。

【西田委員】 私も、属で指定するというのは大変先進的で、素晴らしいことだと思うのですが、一つ気になるのは、スパルティナ・アングリカについてはかなり文献等で情報があって、恐らく日本に入った場合には同様の被害が出るだろうというのが予測できて、アルテルニフロラについてはもう実際に入って非常に防除に苦労されているということを伺っておりますので確信が持てるのですが、そのほかの種、15~16種全部となるとなかなか情報が、少なくとも私は全部把握していないので、ここで全部同一に禁止としたときに何か弊害が考えられるようなことがあれば、それに対してどなたか知見をお持ちであれば、討議しておいたほうがいいのではないかと思うのと、もし万が一何らかの形で、この種については解除してくれみたいな要望なり、もう日本に入ってきて大丈夫だというような情報があったときに解除する方法はあるのか、2点についてお伺いしたいと思います。

【角野座長】 質問になると思うのですが、いかがですか。

【谷垣係長】 基本的に確かにおっしゃるように、15~16種類全部の情報が今集められているわけではないですが、ほかの何種類かについても海外での侵略性の情報があります。そういったものを含めて予防原則的なところもありますけれども、同様の生態で被害を及ぼすだろうという今回の結論というか、情報を取りまとめているところです。

弊害というところですが、今のところ、これを何かで既に活用されているということもないですので、まずは海外から入れるとか、そういったものを予防するという意味では、今回の指定はそういった懸念は余りないのではないかと。あと、仮にそれを全く生態系への被害がないのだとか、あるいは実は在来種でありましたということがもし知見としてあれば、そういった場合には改めて検討ということは可能ではないかと思うのですが、被害がないという知見がどう出てくるのかというのは、またそれはそれで別の難しさはあるかと思えます。

【角野座長】 全種類に関する情報というのは十分ない状態だとは思いますが、生育地である干潟とか塩湿地というのは今は非常に脆弱な生態系ですので、そういうとこ

るに外来種が入る影響というのは非常に深刻だということも踏まえて予防原則的に指定しようかということではないかと思います。

【勝山委員】 スパルティナ属は日本に在来しないので、皆さん、イネ科で同定に自信がない人が多いのではないかと思うのです。だから、スパルティナ・アルテルニフロラと同定する際も、図鑑などでまあ間違いないなと思ったのですが、環境省さんはなかなかすぐには信用してくれなかったのか、わざわざ遺伝子まで調べられて、アルテルニフロラだということを確認されていたということから考えると、このスパルティナ属のこのようなものに関しては、属ぐらいで指定していかないと有効な形での水際防除はできないのかなと。

今、話の中で西田さんがおっしゃられたように、ほかの分野でそれで影響が出ないのであれば、ぜひこれは属で指定していただいて、日本に在来のスパルティナが出てくることはまずないだろうと現状では思いますので、そうしていただいたほうがいいのかなと思います。

【角野座長】 この指定に慎重な御意見をお持ちの方、おられますか。

もし本当に被害がなく、利用の可能性のほうが高いというケースが出てきた場合には、また改めて検討するということですが、現在我々が知り得る限りでは、水際で防いでおくというのは大変意味のあることだと思います。

【藤井委員】 先ほど角野先生が言われたオランダでしたか、積極的に植えたというのは、工事をした後、緑化という形で導入されたということですか。

【角野座長】 オランダは物すごく低いですね。低くて、標高ゼロメートル地帯の湿地が広がっているポルダーとか、ああいうところを利用しようと思ったのでしょうか。どんどんこのアングリカを植えた、それが予想を超えて広がったということが文献に出ていますね。

【藤井委員】 特にそれを何かに利用するとかということではなかったのですか。



【角野座長】 もちろん、土壌の浸食をとめるとか、そういうことですね。同じような被害が中国でも物すごくあるという話を聞いていますね。

スパルティナ属を特定外来生物に指定することに御異存ないでしょうか。  
(異議なし)

【角野座長】 そうしましたら、この植物グループ会合としては、スパルティナ属を先ほど説明いただきましたような理由で特定外来生物に指定するべきという結論で先へ進めたいと思いますが、御異存ありませんか。

【西田委員】 済みません、直接結論に関係することではないのですが、資料のつくり方として、資料1の「原産地と分布」のところで北アメリカ、ヨーロッパ、北アフリカというのは原産地という意味ですか。というのは「その他の関連情報」でオーストラリアとかニュージーランドにあると出てくるのに、ここには出てこないで、原産地だけの分布であれば、そういうふうに書いていただいほうがいいかと思いました。これは公表されるのですね。細かいことで済みません。

【藤井委員】 今のことに関連してですが、ハイブリッドなので普通の外来生物の原産地という観念がまず通用するかどうかですね。ちょっとそぐわないかもしれない。原産地のところに交雑起源という表記も考えていただいたほうがいいのではないかと私は思います。ハイブリッドなのはもうわかっていることで、ただ、例えば最初に発見されたところで本当にそこで生まれたかどうかははっきりとわかりません。だから、その辺はちょっと工夫をしていただいたほうがいいかなと思います。

【角野座長】 その辺は研究で情報がはっきりしていますので、その辺、誤解のないようにちょっとあれですね。分布というのと原産地というのはある意味で意味がダブるので、その辺、表現を注意していただければいいかと思います。

そうしましたら、スパルティナ属は特定外来生物に指定するという結論で、この会合としてはまいりたいと思います。

それでは、2番目の「ルドウィジア・グランディフロラ (*Ludwigia*

*grandiflora*) について」に移りたいと思います。

環境省より資料2、資料3、参考資料6を用いて説明いただきたいと思います。

【谷垣係長】 続きまして、資料2と資料3、また参考資料6を使いながら御説明を申し上げます。

まず、資料2をごらんください。「ルドウィジア・グランディフロラ (*Ludwigia grandiflora*) に関する情報」ということでまとめさせていただきました。

原産地と分布については、こちらもそう書いてありますけれども、まず南アフリカと北アメリカ南部原産とさせていただきます。そのほかですけれども、1800年代よりヨーロッパ、北アメリカ北部に導入され、ベルギー、フランス、イタリア、オランダ、スペイン、スイス、イギリス、北アメリカ北部等で野生化をしている。あと、南アメリカから北アメリカへは観賞用植物として持ち込まれたと考えられております。1900年代初めに標本が採取されているという情報がございます。

日本での定着実績ですが、日本では、ルドウィジア・グランディフロラの亜種に当たるオオバナミズキンバイの定着が兵庫県、滋賀県の琵琶湖、和歌山県などで確認をされています。

評価の理由ですけれども、茎の断片から発根する繁殖力が非常に旺盛な水生植物で、ヨーロッパやアメリカで水上、水中で繁茂し、ほかの植物の生育を阻害するなど侵略的な外来植物となっている。日本においても、今御紹介しました場所で急速に分布面積を拡大している。在来種の駆逐など生態系に係る被害が発生しつつある。さらに、日本では絶滅危惧種の在来のみズキンバイと交雑をして遺伝的攪乱を引き起こすことが危惧されています。

被害の実態・被害のおそれですけれども、生態系に係る被害ということで、水上、水中にマット状に厚く繁茂するというので、ほかの植物の生育を阻害する。それから、密生した茎で蚊の生育場所になる、堆積物がたまる、水の流れを阻害する。水上に繁茂することで水鳥の採餌場所である開放水面が狭くなるということが言われています。定着が確認されている琵琶湖南湖の赤野井湾地区ですけれども、2009年12月には約142平米の生育が確認されていたところ、2012年には約2万2435平米と3年間で約160倍の面積に分布を拡大し、南湖のほぼ全域にまで広がったという情報がございます。先ほど申し上げたように、このように急速に分布拡大、面

積を拡大しているという状況が見られます。

また、同じく赤野井湾地区ですけれども、2012年にはオオバナミズキンバイの被度が60%に増加しています。一方、在来植物とその他の外来植物も合わせた被度は、オオバナミズキンバイが生育していなかった2008年には64%程度であったのが、同じく2012年には32%にまで減少しています。在来種の中には、ヨシ、マコモのように被度が減ったものやカサスゲ、サクラタデ、イシミカワのように消失してしまったものがあるという報告が寄せられています。琵琶湖の標準水位との差で示された地盤高から見ると、オオバナミズキンバイが生育できる幅は広くて、希少種7種類を含む54種類の在来種と重なることから、こういった生育の範囲から見ても在来の植物等に影響を及ぼすおそれが高いということが言われています。さらに、近縁種間に交雑親和性があるということで、絶滅危惧類のミズキンバイ、それからケミズキンバイとの交雑、遺伝的攪乱を引き起こす可能性が指摘されています。

農林水産業に係る被害ですけれども、海外での報告では、船の航行の障害になること、水中の溶存酸素が減少することで魚が死滅し、漁業に影響を及ぼしているという情報があります。

人的及び社会経済に係る被害ということで、船の航行、釣り、観光、水管理に悪影響を及ぼしている事例が海外で報告されています。そのほか、スコットランドでは、水流や排水網の障害となって洪水の危険性を増加させているということも言われています。

被害をもたらす要因ですけれども、先ほど申し上げたように、密生してマット状に浮かぶということ。水辺環境の適応による形態可塑性が大きくて、地上形、抽水形水上形、水中形があります。さらに、さまざまな水環境に生育をされると言われています。流れが緩やかな富栄養な環境を好むということが指摘されています。日本でも開花が確認されていますが、繁殖は主に栄養体によるということが言われており、茎の断片の節から発根し、栄養繁殖により再生する。

社会的要因ですけれども、ルドウィジアの名前でさまざまな種類の観賞用の水草が流通、栽培されており、その中には本種に類似したものが含まれているという情報があります。また、兵庫県のため池では、2002年に水質浄化を目的とした水草類の導入が行われており、その中に今回のルドウィジア・グランディフロラ、オオバナミズキンバイが混入していたという可能性が指摘されています。また、ピオトー

ブ用の植物としての販路があったと考えられています。

特徴ならびに近縁種ですけれども、アカバナ科のチョウジタデ属の水生の多年草。

参考資料6を見ていただければと思うのですが、ここにチョウジタデ属、ルドウィジア属に属する今回のルドウィジア・グランディフロラと近縁の在来種とか定着しているもの、その他観賞用の水草、雑草として知られているものをまとめております。全部の種類を網羅できているわけではないのですが、ここで1ページの表の上半分にあるのがルドウィジア・グランディフロラということで今回指定が妥当だと考えた種の分類になります。日本に定着しているものとしては、オオバナミズキンバイという亜種があるということです。ここを見ていただいてもわかりますとおり、別名とか分類上に幾つか名前があったり、幾つか説があるということが言われています。

以下1というところには在来種と言われているものが挙げられています。さらにページをめくっていただいて2とするところで日本での定着が確認されている種類、続きまして3で観賞用水草として利用されている記録がある種が何種類が続いています。その他、4で水草とか、あとは日本に定着しているものを除く海外で雑草として知られているような種類等が挙げられています。同属の中でも分類がかなり複雑になっていたり、物によっては在来種、あるいは定着しているもの、流通しているものが含まれているという情報を得ております。

済みません、資料2に戻っていただきまして、その他の関連情報ですけれども、防除は、手で引き抜くか、繰り返し刈り取る。プラスチックフィルムなどで遮光する。あるいは除草剤のグリフォサートやトリクロピルで駆除をする。海外では、マスカラットや水鳥に食べられるという情報もあります。

続きまして、資料3をご覧ください。ルドウィジアに関しましては、特定外来生物に今まで指定されている近縁のものがございませんので、フトモモ目のアカバナ科ルドウィジア属の初めての指定ということになります。特定外来生物に指定するものとしては、先ほど近縁の種も含めて参考資料6で幾つかお示しはしておりますけれども、日本で被害を及ぼしているオオバナミズキンバイを含むルドウィジア・グランディフロラという種で指定することを考えております。

未判定外来生物につきましては、在来種、あるいは定着種、流通している種もか

なり多いということ、それから分類としても複雑であるということも踏まえまして、未判定外来生物には今のところ案をお示しはしておりません。

種類名証明書添付についてはチョウジタデ属ルドウィジア全種とさせていただいているところです。

こちらからは以上です。

【角野座長】 今の資料で1点、ケアレスミスがあるのですが、琵琶湖の「赤井湾」となっています。これは「赤野井湾」なのです。「野」が抜けています。それだけ訂正をお願いします。

それを踏まえて、ただいまの御説明について御意見はいかがでしょうか。

【藤井委員】 兵庫県も琵琶湖のことも御存じだと思うので、これは角野先生にコメントをいただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

【角野座長】 最初に兵庫県で見つかったのですが、これはたまたま貧栄養な池だったので、そんなにむちゃくちゃ猛威を振るうということはありませんでした。琵琶湖の南湖のようなある程度栄養環境がいいところは、本当にびっくりするぐらい、発見された直後に私は滋賀県知事に早急に対策をとるという意見書を出したのですが、そのときは全然相手にされなかったのが、2年ほどたって手がつけられなくなってから知事が率先して、これがオオバナミズキンバイですと言って駆除活動が始まっているのです。これは今後各地に広がれば、本当に物すごく生態系に被害を及ぼすということは間違いない種類なのです。そういう意味で、これを指定することは今ならば駆除の法的な根拠にもなりますので、非常に意味のあることだと私は考えています。

ただ、分類学的にちょっと異論があったりするので、どういう形で指定するかということが問題なのと、証明書添付がルドウィジア属全種というのは恐らく非現実的ではないか。アクアリウムプラントとして物すごく入っていて、花がつかない状態でアクアリウムはやるので、何かわからない、誰が対応するのだろうかというようなこともあるので、その辺はどのように考えるのかなということもちょっと気になったのです。

【谷垣係長】 基本的には、結局、種類名証明書は植物検疫証明書などで使いますので、それを輸入時に全部あけて一個一個同定するわけではないので、そこをきちんと検疫証明書などに記載をしていただければ問題ないとは考えています。

【角野座長】 なるほど、要するにグランディフロラではないということがわかればいいわけですね。

【谷垣係長】 そうですね。

【角野座長】 なるほど、これは個人がどんどんとってきてインターネットなどで売っているようなケースもあるので、なかなかその辺の流通をきっちりと押さえるというのは難しいかと思うのですが、そういうことも含めてオオバナミズキンバイが今問題になっていますが、ちょっと範囲を広げてルドウィジア・グランディフロラという形で指定することについて御意見はいかがですか。

【藤井委員】 この琵琶湖の赤野井湾の2009年に見つかったというのは、私の知り合いがつけてきて、私のところに最初にサンプルを送ってきて私が同定したのが最初だったのですけれども、そのときには12月にサンプルをとられて花がなくて、結局わからなかった。翌年、その場所に行って開花の株があったので、それで同定ができたということなのですけれども、赤野井湾で私が見た範囲ではほとんど咲いていない。非常にまれなわけですね。

ただし、繁茂状況はすごく開水面がなくなる。今まで波打ち際だったところが10メートル、20メートル先まで覆われる。繁茂状況から言うと、ナガエツルノゲイトウよりも波浪には強い可能性があります。環境にもよるとは思うのですけれども、場合によるとナガエツルノゲイトウよりもはるかに危ない植物だと考えていただいたほうがいいかなと思います。ナガエツルノゲイトウは水面をずっと覆って下に光が入らないというような形ですが、これは全く同じ状況ですね。ナガエツルノゲイトウに比べると、ツルは割としなやかで強固ですので、なかなかちぎるのが大変。

それから、先ほど角野先生がおっしゃっていたように、未開花の状態、あるいは水に沈んだ状態と陸上にある状態では葉の形が全然変わってしまいます。だから、種類を見分けるというのが至難のわざです。だから、これは輸入する人にきちんと間違えない名前をつけてもらって、違う、オーケーとかいう判定になると思います。もちろん、そこでうそを書いたら、それは偽証罪になる。有印私文書偽造とか、そちらで捕まるとは思うのですけれども、かなりこちらも扱いに困るものがあります。防除も困るし、それから学名の取り扱いにも困る植物だと思います。

【角野座長】 ほかにいかがでしょうか。

【勝山委員】 一応確認なのですけれども、種名としてルドウィジア・グランディフロラとしたことは、2亜種はあるけれども、両亜種を含めたグランディフロラ種として指定するということですか。だから、オオバナミズキンバイとウスゲオオバナミズキンバイを含めてという形ですね。

それから、これは角野先生に聞きたいのですけれども、花がない段階で茎の毛だけで区別していいのですか。ミズキンバイとの区別。

【角野座長】 ミズキンバイとかそういうものとは染色体が違うので、そこまで見ればわかるのですが.....。

【勝山委員】 外見上で。

【角野座長】 花のない状態では恐らくわかりません。

【勝山委員】 茎の毛ではだめなのですか。

【角野座長】 それが地上で生えたときは毛がいっぱい密生するのですが、水面に浮いているときは毛がないので、私なんかが見てもわかりません。そういう代物ですね。ですから、その辺の同定の問題というのはちょっと残るのですが、とにかく物すごい繁殖力を持つものですね。

評価の理由のところ「茎の断片から発根する繁殖力が非常に旺盛な」と書いてありまけれども、茎の断片から発根して広がるのは、むしろ分布の拡大のときの問題で、そういうのではなくて、とにかく栄養繁殖、どんどん水面を伸びて広がっていくので、ここは旺盛な栄養繁殖をするような表現にしたほうが正確だと思いますね。非常に短期間で水面を覆い尽くしてしまうということがわかるような表現のほうがいいかと思います。

【藤井委員】 学名のところの扱いですけれども、例えば分類学だと、今一番正しい名前、正名を1つぼんと挙げて、あと、シノニミックリストという形で過去に使われた名前をざっとリストとして挙げるわけですね。環境省さんでこういう名前を挙げるときに、例えば全部の名前を対等で挙げるのか、あるいはいわゆる分類学でやっているように、過去に違う名前で使われたけれども、今はこの名前だよと。だから、今ある最新の見解でのコレクトネーム、正名というものを使って、そして分類学だと括弧つきでその他の名前を全部ざっと並べるわけですね。例えば20年前はこの名前を使っていたしとか、昨年まではこの名前を使っていたけれども、今はこっちの名前になっているとか、特に属がジュシアエア (*Jussiaea*) という昔の属を現在のルドウィジアに統合された。そうすると、ジュシアエアというときに使っていた名前というのはウルグアイエンシスというのが当時の正しい名前だったわけですね。現在、それをルドウィジアという属に移した、統合したということになると、そうすると、グランディフロラというのが正しい名前になる。これは先取権とかの問題でそういうことになるのですが、多分一般の方にはそれは理解できない。普通、図鑑とかでは過去に使われた名前を括弧つきでシノニミックリストで全部入れるという形にする。環境省さんの場合は全部対等にこれをざっと並べるのか、生物学的な扱いに従って、例えばグランディフロラにして、その中にこれだけのものが過去に名前が使われているというのか、その辺、どういう扱いを今後 多分これに限らない。今後どんどん指定種がふえれば、全ての分類群にそういう問題が起きてくる可能性があるので、そこを今どのように考えていらっしゃるのか、もし何かお考えがあればということです。

【谷垣係長】 基本的には今の名前というので、指定をするときは学名で指定をするの



で、それを政令に書いていくということになると思います。例えば過去に使われた名前であるとか、過去の分類で使っていた名前、あるいは別名というようなものについては、環境省の中ではデータベースを整理していて、その中ではそういったものも含めて入れておくようにしています。

それから、一般の方が見てもわかるように、問い合わせとかが結構ありますので、特にこういうものについては、これまでもシノニムとかで、これは入れていいのか悪いのかという問い合わせがありましたので、そういうのはわかり次第ホームページ上でも、この植物についてはこういう名前が使われていたものもありますので御注意ください、これも対象になりますということを情報発信していければいいと思っています。

【角野座長】 法律では、特定外来生物グランディフロラということになるのでしょうけれども、一般の方にこれはどういうものかわかりやすく説明するということも必要なのですね。だから、そういうことも一緒に考えていただきたいということ。

それと、説明のところで「亜種のオオバナミズキンバイ」と書いてあるのですが、これは基本亜種というのが正しいですね。サブスピーシスのグランディフロラオオバナミズキンバイの話なのですけれどもね。そのようにしておくと、グランディフロラというのはオオバナミズキンバイとその類似品のことなのかということがわかりますので、その辺、実際に説明するときには、そういう説明の仕方をされたほうが何が指定されたのかということがわかるのではないかという気がします。

ほかにいかがでしょうか。

このルドウィジア・グランディフロラを特定外来生物に指定することについて、慎重論、あるいは疑問等の御意見はございませんか。では、皆様、これを指定することに異論がないようですので、当グループ会合としてはルドウィジア・グランディフロラについて特定外来生物に指定するべきという結論に達したということにさせていただきます。それでよろしいか。

(異議なし)

【角野座長】 それでは、本日の議論でスパルティナ属とルドウィジア・グランディフロ

ラについて特定外来生物に指定するという事で手続を進めることにさせていただきます。

それでは、続いて議事の(3)その他ということで何かございますでしょうか。

【谷垣係長】 こちらから今後のスケジュールについて簡単に御説明を申し上げます。

本日、2種類について特定外来生物への指定が適当という御結論をこのグループ会合としていただきましたので、グループ全体の全体会合が3月7日金曜日に予定されています。そこで専門家会合の全体の結論としていただいた上で、こちらとしては特定外来生物の指定が政令になるものですから、政令改正の手続、あるいはパブリックコメント、輸入規制の対象となりますのでWTO/SPS通報の手続などを行いまして、先ほど冒頭の説明にもありましたとおり、改正法の施行が6月ごろを予定していますので、それを念頭に置いて手続を進めていきたいと考えております。

【角野座長】 では、その指定に向けての手続は、今御説明があったような手順で進むということをお承知ください。

その他、事務局から何かございますでしょうか。

【谷垣係長】 それでは続けて、特定外来生物とは少し別の話になるのですが、環境省、農水省、あと国交省などと連携して、外来種被害防止行動計画と侵略的外来種リストの作成を今進めております。それぞれの検討会に入っている先生もいらっしゃいますので、よく御存知のものというところもあるかと思うのですが、少し専門家会合にも内容を御紹介させていただきたいと思っております。

参考資料8と9、あと先生方には卓上にA3判の大きいものをお配りしております。このA3判のものはまだ検討中のものなので、取り扱いに注意いただいて先生限りとしていただければと思うのですが、ごらんいただければと思います。

まず、参考資料8ですけれども、「外来種被害防止行動計画（仮称）作成の目的」ということで、これは今、環境省、農水省、国土交通省と一緒に作成を進めているものでございます。ことしの夏ごろまでをめどに別途会議を組織して検討いただいているもので、内容としてはこの囲みの中にありますとおり、愛知目標

も踏まえた2020年までの特定外来生物も含めた、それ以外のものも含めた外来種全般に関する中期的な総合戦略ということで考えております。

この行動計画においては、2段落目にありますとおり、国・地方自治体・民間団体等の役割、それから優先度の考え方、非意図的に導入された外来種、それから国内由来の外来種といったものも含めた外来種対策の基本的な考え方を整理した上で、後から御説明する侵略的外来種リストの作成であるとか、保護地域による対策、水際の対策、予防・早期防除等の対策のこと、それから普及啓発について実施方針を明らかにするということが、国民全体の認識の向上、各主体による適切な行動の促進、優先度を踏まえた効果的・効率的な防除の推進、多様な主体の参加による役割分担と連携のもとでの広域的な防除の推進、非意図的に導入された外来種や国内由来の外来種の対策の推進といったものに役立てていこうとするものです。

裏面に行動計画の構成ということで、第1章で基本認識等をまとめた上で、第2章でここに掲げている各項目に対してどういう考え方で対応していくのかという基本的な考え方をまとめた上で、第2章第2節では各主体にはどういう役割が求められるのかということ、第3章では、第2章に掲げた各項目に対して国としてはどのようなことを対応していくのかということ整理するものです。

参考資料9をご覧ください。参考資料9には「侵略的外来種リスト（仮称）作成の目的と概要」を記載させていただいております。これについては、行動計画とあわせてことしの夏ごろまでの作成を目指しているものです。「目的」という囲みの中にありますとおり、愛知目標も踏まえまして、第2段落目ですけれども、「我が国の生物多様性を保全するため、愛知目標の達成を目指すとともに、様々な主体の参画のもとで外来種対策の一層の進展を図る」。今、外来生物法の規制対象になっているものだけではなくて、国内由来の外来種であるとか、規制の対象になっていないものも含めて、侵略性が高くて生態系に被害を及ぼすおそれがあるものをリスト化する。掲載種については、最新の定着状況、侵入経路、我が国における具体的な対策の方向性、また産業的に利用されているようなものもありますので、そういったものについては利用上の留意事項といったものをまとめていくということを考えております。

細かいことは後ろの作成の流れにも簡単にまとめておりますので、ご覧いただければと思うのですが、先生方にお配りしているA3判の資料が現時点までにまとめ

た掲載種の案とさせていただいております。ページの上のほうにA4のものがあって、そこにばつと種名が載っていて、掲載種というものには掲載と書いてあります。あとは特に対策を優先する被害が大きくて防除の手法などがあるようなものについては対策優先種、それから牧草であるとか緑化植物等で利用されている、産業上なかなか重要で代替性もないといったものについては産業利用というグループに分けて表示をさせていただいております。

A3判には、それぞれどういった評価をして載せるかといった細かいことをまとめて案にさせていただいております。これも、この後ワーキンググループを引き続き開催させていただきますけれども、そこで細かい御議論はいただこうと思っております。もし専門家会合の場として何かあれば少しいただければと思います。

【角野座長】 ただいま外来種の被害防止行動計画と侵略的外来種リストについて、どのように進んでいるかということをお説明いただいたわけですが、この場で質問なり御意見がございましたらお願いします。

植物のリストについては、この後のワーキングで具体的に詰めていくわけですが、ほかの分類群でも、こういうリストがつくられて今議論されています。そういうものを含めて全体に関して何か御意見なり、これはどうなっているのだということがございましたらお願いします。

【藤井委員】 先ほどスパルティナのところで干潟の生態系のことを少しお話ししたのですけれども、多分私たちは植物をやっているんで、例えば砂丘とか植物が生えていないところには私たちは自分の関係のものがないという感覚で見ている、そういう意識だと思うのですね。ただ、ほかの動物群からいうと、もしそこが緑に覆われてしまうと、それは在来種であろうが外来種であろうが、生息環境を奪われるということなので、特に裸地みたいな環境に生える植物については、ほかの分野の専門家の意見も場合によっては聞けるようなことを考えていただいたらいいかなと。特に今回干潟が出てきたので、本当は干潟の生態系に詳しい方が一人でもいらっしやると大変ありがたかったかなと。純粋に植物が生えていないところに生えているのは、どちらかというと、僕らの感覚で言うと、別に在来の生態系は関係ないのではないかなと思ってしまうのですけれども、実際には多分そうではないような生態系

もあり得ると思うので、その辺、今後さまざまな種類を検討したり指定していくには考えなければいけないかなと思いました。

【角野座長】 今の藤井さんの指摘というのは割と大事なことで、生態系基盤を変えるということだけではなくて、例えば食害とかポリネーターの問題とか、そういういろんなものが、ある植物が入ってきたことで動物の世界でちょっと困ったことが起こっているとか、そういうケースがあり得るので、そのあたりはいろんな情報を交換しながら、この植物ワーキングとしても、我々植物の立場からは余り深刻に考えていなかった現象が非常に大きな問題になるケースがありますので、それはこれから非常に大切な視点になるだろうと思います。いい御意見ありがとうございました。

【小林委員】 今の御意見はごもっともだと思うのですが、裸地か裸地でないかということは、特に砂丘の話が出ましたけれども、現在では植物というよりも、むしろ砂の供給源とか、流域の状況とか、そういうもので決まっているようなところも非常に大きいわけですね。干潟についてもそういう性質があると思うのです。ですから、今の御意見は植物だけではなくて動物も含めて考えようということだったと思うのですが、さらに本当は少なくとも流域圏というか、そのぐらいのスケールでどう位置づけられるのかということも一緒に考えないと、ちょっとおかしい話になる可能性もあったと思います。

【角野座長】 また具体的な事例があれば、ぜひいろいろ御指摘いただきたいと思います。

ほかに何か、この際、発言しておきたいということがございましたら、委員の皆さん、いかがでしょうか。

【勝山委員】 盛り込まれていると思うのですが、リストのほうではなくて、1つ前の行動計画で（仮称）構成案が出ているのです。外来種だけではなく、ここには国内由来の外来種とかいろいろ書いてあるのですが、要は不用意な生物の人為的な移動は、在来種であれ、外来種であれ、やっぱり根本的に問題が大きいので、導入にしる何にしる、いろんなものに注意を払ってやる必要があるというのを

前提としてうたっていただきたいと思うのです。これは外来種の話なので、外来種のところに焦点が当たってしまうのですけれども、おおもとのところにはそれがあると思うのです。ただ、在来種の問題であっても国内の全く違う産地のものを不用意に移入していくと、それは人為的な管理された環境であればいいのだけれども、いわゆる管理しない環境の場合には、それがいろいろと問題になっていく。これは植物だけではなくて、動物もほかのものも全て、そういう人為的な不用意な生物の移動を防止する方向を打ち出していただければと思うのです。

【角野座長】 今の御指摘のこの行動計画の中にもう少しこういう項目を入れてもいいのではないかというのは、これには「各主体の役割と行動指針」というのがありますけれども、国だけではなくて、いろいろ広く一般の国民が注意しなければいけないことだとか、いろんなNPOなどが善意でやっているようなことでも問題があるということ、ちゃんとその辺の問題を整理できればいいかなと思いますので、またぜひそういう意見を反映させていただきたいと思います。

【環境省 東岡外来生物対策室長補佐】 参考までに申し上げますと、第2章の第1節の5番と6番が基本的にそういったことに対応しているかと思うのですが、国内由来の外来種というのは分布域の外に導入するもの、6番につきましては「同種の生物導入による遺伝的攪乱」ということで、同じ種の分布域であっても遺伝的形質が違うところへ移動する場合の遺伝的攪乱ということ、分布域の外であろうが中であろうが、いろんな問題が起こるということで5番と6番で整理をしております。また、普及啓発のところでも、外来生物被害予防三原則「入れない、捨てない、広げない」というので注意喚起をしていますので、先生がおっしゃっていた生物の移動そのものがいろんな影響を起こすということも含めて記載をしていきたいと思っておりますので、またそういった点も注意していきたいと思っております。

【角野座長】 その中で国内外来種が国内では、例えば東北地方には本来分布していないのだけれども、そこへ南のほうから入れるという場合と、ホタルやメダカのように分布域は広いのだけれども、全然違う系統を移動させるというのは2つ別の問題だと思うのです。そのあたりは両方ともカバーされているのでしょうか。

【東岡室長補佐】 6番のところでは遺伝的形質が違うものを移動させることの問題、あと外国産在来種というものも問題であろうということで、そういった問題についても、この中で整理をしていきたいとは思っております。

【角野座長】 はい、わかりました。  
ほかに何かございませんか。

【濱野委員】 ちょっと私が気になりましたのは、非意図的に入ってきてしまったり、広がったりする。恐らくプロの方ですと、こういう行動なり、こういうことをすれば入ってしまうだろうという予見ができるのだろうと思うのですね。ところが、一般の方たちが海外、あるいは諸外国へ出ていく機会がふえていく中で、意図しなくても付着性の種子であればついてきてしまう可能性もあるわけですし、何かもっと一般の方たちへ渡航、あるいは諸外国へ出るときの注意事項みたいな部分の啓発ということも必要なのかなというのを感じていまして、何かその辺もちょっと盛り込んでいただけるといいのかなという気がしました。

【角野座長】 そのあたりは行動計画がきちんできてから、今度はこれを国民にどのように知らせていくのかという段階で、多分パンフレットができたり、いろんな手段があるのでしょうから、そういう課題だと思いますね。

ほかにございませんか。

ございませんようでしたら、本日予定していました議事はこれで終わります。特定外来生物の候補として2つの分類群が決まったということが今日の一番主要な結論だと思います。

それでは、時間もほぼ定刻ですので、事務局に返したいと思います。

【服部係員】 角野座長、ありがとうございました。

以上をもちまして第6回特定外来生物等分類群専門家グループ会合（植物）は閉会といたします。限られたお時間の中、熱心に御議論いただきましてまことにありがとうございました。